

令和7年度版

「利用できます。こんなサービス！」

白山市の高齢者福祉制度

白山市

介護保険・高齢者福祉に関する相談は

相 談 窓 口

白山市役所

本 庁	長寿介護課	倉光二丁目 1	☎ 274-9529
美川支所	市民福祉課	美川浜町ヨ 103	☎ 278-8117
鶴来支所	市民福祉課	鶴来本町四丁目ヌ 85	☎ 272-1113
河内市民サービスセンター	市民サービス課	河内町福岡 77	☎ 272-1100
吉野谷市民サービスセンター	市民サービス課	佐良ニ 136	☎ 255-5011
鳥越市民サービスセンター	市民サービス課	別宮町口 170	☎ 254-2011
尾口市民サービスセンター	市民サービス課	瀬戸午 10	☎ 256-7011
白峰市民サービスセンター	市民サービス課	白峰ハ 157-1	☎ 259-2011

地域包括支援センター

お住いの地区	地域包括支援センター名	所在地	電話・FAX
松任・一木 林中・山島	白山市地域包括支援センター 松任中央	若宮二丁目 34	☎ 272-5999 FAX 275-0014
旭・中奥・郷	白山市地域包括支援センター 光 野	番匠町 443 (光野デイサービスセンター内)	☎ 274-7718 FAX 274-7955
出城・御手洗 千代野	白山市地域包括支援センター 千 代 野	千代野東五丁目 1-2 (千代野会館内)	☎ 276-1011 FAX 276-3005
石川・柏野 笠間・宮保 加賀野	白山市地域包括支援センター 笠 間	笠間町 1738 (特別養護老人ホーム松美苑内)	☎ 274-6771 FAX 274-6772
美川・蝶屋 湊	白山市地域包括支援センター 美 川	美川永代町ヲ 266-1 (地域交流センターよろーさ内)	☎ 278-8585 FAX 278-8511
一ノ宮・鶴来 蔵山・林 舘畑	白山市地域包括支援センター 鶴 来	鶴来水戸町ノ 1 (公立つるぎ病院内)	☎ 272-3950 FAX 272-4066
河内・吉野谷 鳥越・尾口 白峰	白山市地域包括支援センター 大 門 園	佐良口 123 (特別養護老人ホーム大門園内)	☎ 255-5225 FAX 255-5228

目 次

介護保険制度	2	福祉サービス	22
介護保険制度について	2	生きがい支援	22
要介護認定(新規)申請から 介護サービス利用までの流れ	3	高齢者リフレッシュ支援事業	22
介護保険サービス	6	高齢者入浴サービス	22
在宅サービス	6	老人福祉センター	22
訪問サービス(自宅で利用するサービス)	7	長寿祝金	23
訪問介護(ホームヘルプ)	7	老人クラブ	23
訪問入浴介護	7	シルバー人材センター	23
訪問看護	8	ふれあいサロン	23
訪問リハビリテーション	8	体育施設の利用	23
居宅療養管理指導	8	高齢者運転免許証自主返納支援事業	23
通所サービス(施設に通って受けるサービス)	9	コミュニティバス「めぐーる」	24
通所介護(デイサービス)	9	自立支援サービス	24
通所リハビリテーション(デイケア)	9	ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業	24
短期入所サービス(施設に宿泊して受けるサービス)	10	お元気ですか訪問事業	24
短期入所生活介護(ショートステイ)	10	救急医療情報キット	25
短期入所療養介護(ショートステイ)	10	緊急通報体制整備事業	25
その他のサービス	11	高齢者等見守り機器助成事業	25
特定施設入居者生活介護	11	生活支援サポーター	25
福祉用具貸与	11	認知症高齢者等家族支援サービス	26
特定福祉用具購入費の支給	12	認知症高齢者等安心ネットワーク	26
住宅改修費の支給	12	雪かきボランティア	26
		雪害対策支援	27
		家族支援サービス	28
地域密着型サービス (市内の事業所を利用できるのは、 原則、白山市民のみ)	13	寝具乾燥消毒サービス	28
小規模多機能型居宅介護	13	理髪サービス	28
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	13	外出支援サービス	28
地域密着型通所介護 (定員18人以下のデイサービス)	13	紙おむつ購入助成	29
認知症対応型通所介護	14	在宅支援型住宅リフォーム	29
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特養)	14		
		介護予防・認知症対策	30
施設サービス	15	介護予防	30
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	15	介護予防講座	30
介護老人保健施設	15	認知症対策	30
介護医療院	15	認知症相談	30
介護予防・日常生活支援総合事業	16	認知症カフェ	30
訪問型サービス	16	認知症サポーター養成講座	31
通所型サービス	16	成年後見制度	31
月々の利用限度額(居宅サービス)	17	福祉サービス利用支援事業	31
		認知症豆知識	32
介護保険料	20	認知症の人へのサービス	35
介護保険料	20		
		施設一覧	36
		施設一覧	36
		白山市の医療機関	40
		白山市の医療機関	40

お願い

原則、令和7年4月現在の内容です。サービス内容などについても変更になることもありますので、ご了承願います。

介護保険制度

介護保険制度について

介護保険制度は、40歳以上の方が加入して、支援や介護が必要となった方をみんなで支える制度です。

加入者（被保険者）は、年齢によって2つに分けられます。

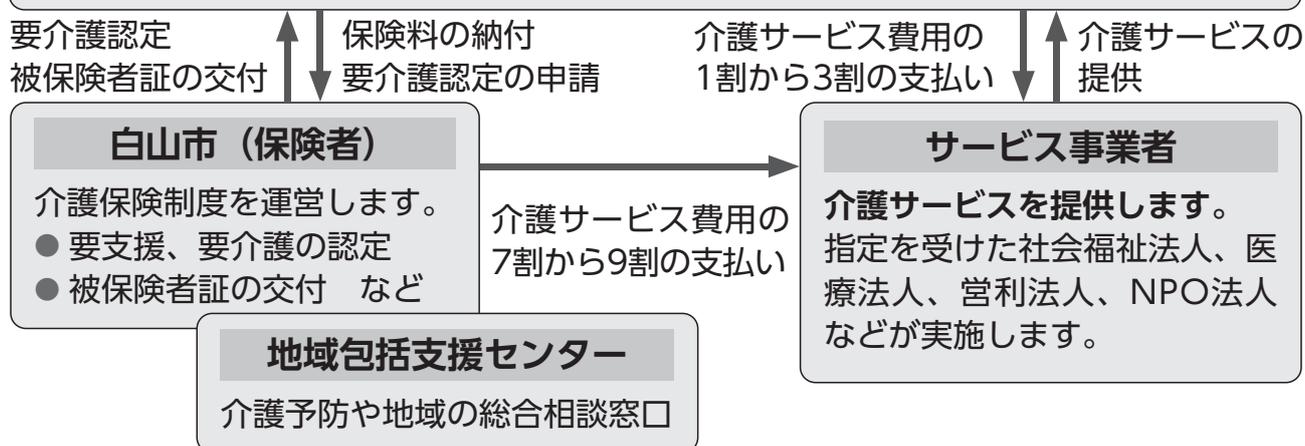
①65歳以上の方(第1号被保険者)

市から支援や介護が必要と認定された方は、介護サービスが利用できます。

②40歳から64歳の方(第2号被保険者)(医療保険に加入している方)

介護保険の対象となる特定疾病※が原因で市から支援や介護が必要と認定された方は、介護サービスが利用できます。

※特定疾病についてはP4参照



介護保険は、加齢による疾病等で介護を必要とする人に対して保健医療サービス及び福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき、介護を社会全体で支えることを目的に、平成12年4月に創設されました。

自立支援・介護予防は、介護保険法の理念の一つになっており、介護が必要な状態になることを予防するとともに、介護が必要な状態を軽くしたり、悪くなるのを予防する重症化予防も重要です。介護保険のサービスは、一人ひとりの力を十分に引き出し、自立に向けた支援を基本としています。

参 考

【介護保険法】

(目的)

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(国民の努力及び義務)

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

要介護認定(新規)申請から介護サービス利用までの流れ

1. 申請

介護が必要であると感じたら、長寿介護課または各支所、市民サービスセンター窓口へ次の申請に必要なものを持って、要介護認定の申請をしましょう。

申請に必要なもの

- 要介護認定申請書
(長寿介護課、各支所、市民サービスセンター窓口、または市ホームページからダウンロードできます。)
- 介護保険被保険者証
- 申請者の印鑑
- 健康保険被保険者証
- 主治医意見書

2. 訪問調査

市調査員が自宅や病院等に訪問し、要介護認定のための調査を行います。

主な調査内容

- 立ち上がりや歩行について
- 食事、入浴、排せつについて
- 身の回りの管理について
- 視力や聴力について
- 意思の伝達や理解について

3. 審査・判定

どのくらいの介護が必要か医療、保健、福祉の専門家で構成する「介護認定審査会」で、審査・判定を行います。

4. 結果の通知

原則、申請から 30 日以内に決定し、通知します。

5. 介護サービスの利用

介護サービス（在宅サービス）を利用するには、介護計画を立てる介護支援専門員（ケアマネジャー）と契約をしなければなりません。
利用者の希望や状態に応じた介護計画を作成します。

介護サービスを利用するには

要支援 1、2 の方	介護予防・日常生活支援サービス及び介護予防サービス（予防給付）を利用できます。 地域包括支援センター（表紙裏参照）等が介護計画を作成します。
要介護 1～5 の方	介護サービス（介護給付）を利用できます。 ● 在宅サービス 利用者が選択した居宅介護支援事業所（P6 参照）の介護支援専門員（ケアマネジャー）が介護計画を作成します。 ● 施設サービス 希望する施設を選び、利用者が直接申込みします。 介護計画は、施設のケアマネジャーが作成します。
非該当（自立）の方	介護保険サービスは利用できませんが、心身の機能の低下があれば、介護保険以外のサービスを利用できる場合があります。

特定疾病とは…

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る） 2. 関節リウマチ 3. 筋萎縮性側索硬化症 4. 後縦靭帯骨化症 5. 骨折を伴う骨粗しょう症 6. 初老期における認知症 7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
【パーキンソン病関連疾患】 | <ol style="list-style-type: none"> 8. 脊髄小脳変性症 9. 脊柱管狭窄症 10. 早老症 11. 多系統萎縮症 12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 13. 脳血管疾患 14. 閉塞性動脈硬化症 15. 慢性閉塞性肺疾患 16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
|---|---|

心身状態の例（目安）

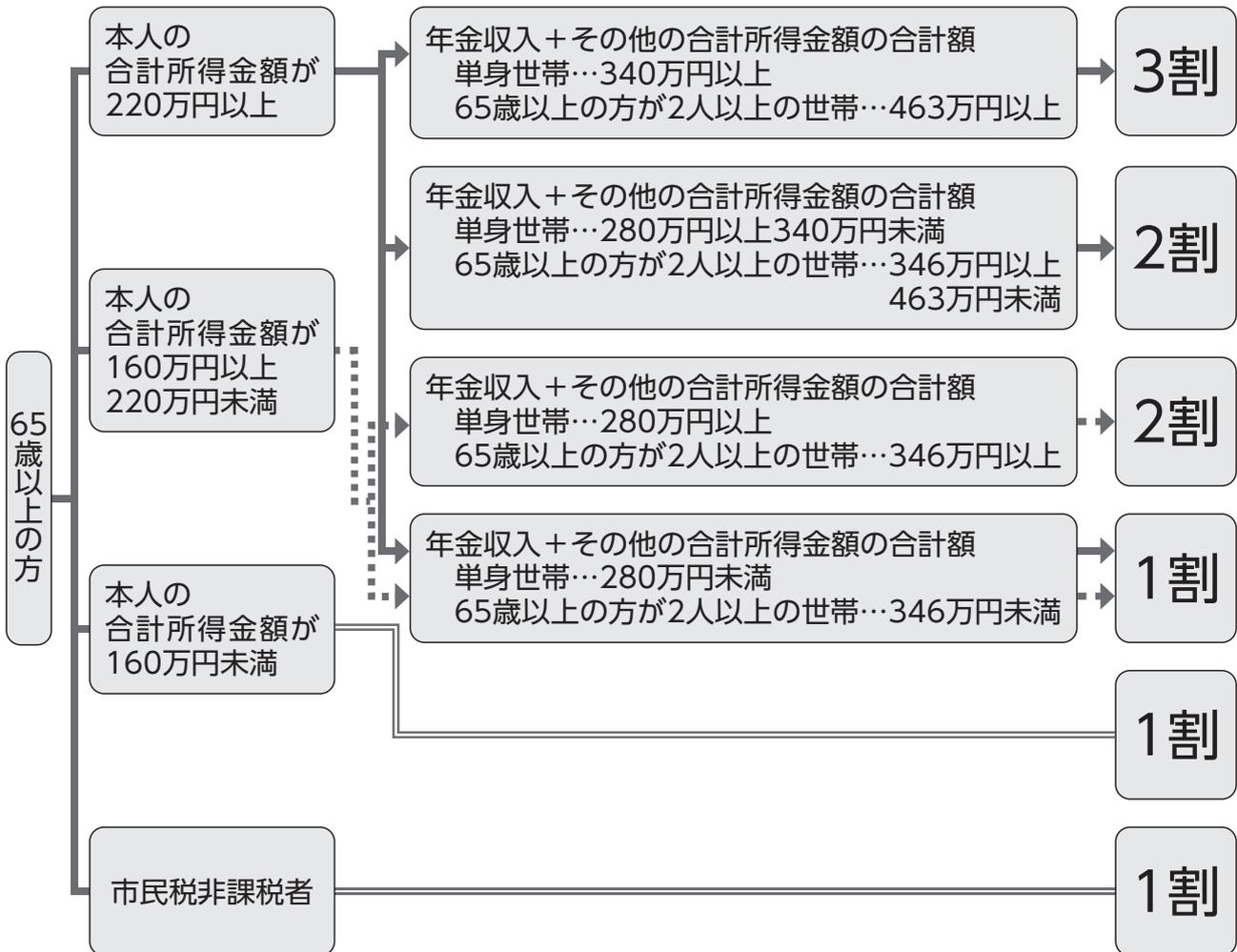
状態区分	心身状態の例（目安）
要支援 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 排せつや食事等、日常生活はほぼ自分で行うことができる。 ● 立ち上がりや歩行などに支えが必要。
要支援 2	
要介護 1	<ul style="list-style-type: none"> ● 立ち上がりや歩行が不安定で一部介助が必要。 ● 排せつや入浴に一部介助が必要。 ● 問題行動や理解の低下が見られることがある。
要介護 2	<ul style="list-style-type: none"> ● 立ち上がりや歩行が自力ではできない場合がある。 ● 排せつや入浴に一部又は全介助が必要。 ● 問題行動や理解の低下が見られることがある。
要介護 3	<ul style="list-style-type: none"> ● 立ち上がりや歩行が自力ではできない。 ● 排せつや入浴、衣服の着脱に全介助が必要。 ● 問題行動や理解の低下がいくつか見られることがある。
要介護 4	<ul style="list-style-type: none"> ● 排せつや入浴、衣服の着脱など、日常生活のほとんどに介助が必要。 ● 多くの問題行動や理解の低下が見られることがある。
要介護 5	<ul style="list-style-type: none"> ● 排せつや衣服の着脱、食事など、生活全般に介助が必要。 ● 多くの問題行動や理解の低下が見られることがある。
非該当	<ul style="list-style-type: none"> ● 現段階では、支援や介護が必要であると認められない。

介護保険負担割合証

サービスを利用するときの利用者負担の割合（1割から3割）が記載されています。介護保険の被保険者証とは異なります。

負担割合は、前年の所得に応じて判定し、有効期間は8月1日から7月31日までで、毎年更新します。

●利用者負担判定の流れ



※1 40歳から64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

※2 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。ただし、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金等所得から10万円を控除した金額となります。

※3 「その他の合計所得金額」とは、※2の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※4 所得更正や世帯構成の変更等により、年度途中で負担割合が変更になる場合があります。

介護保険サービス

在宅サービス

要支援 1、2 の方：地域包括支援センター 表紙裏を参照下さい

要介護 1～5 の方：市内の居宅介護支援事業所

(R 7 年 6 月 1 日現在)

名 称	所在地	電 話
白山松任訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所	倉光三丁目 100	☎ 274-7201
居宅介護支援事業所 知恵ふくろう	若宮二丁目 34	☎ 275-0004
ケアプラン白山健康企画	布市一丁目 241	☎ 220-6666
白山市社協ケアプランセンター	倉光八丁目 16-1	☎ 274-4100
居宅介護支援事業所あゆみ	新田町 38-1	☎ 287-5820
ケアマネしんら	白山市三幸町 77	☎ 205-5235
居宅介護支援センター松美苑	笠間町 1738	☎ 274-7576
らっぴいー居宅介護支援事業所	木津町 1284-1	☎ 276-1020
サンウェルズ白山居宅介護支援事業所	相木二丁目 1-2	☎ 259-5240
居宅介護支援事業所 ケア白山	北安田西二丁目 83	☎080-3486-5575
居宅介護支援センター剣崎	剣崎町 1484	☎ 275-1110
居宅介護支援センター光野	番匠町 443	☎ 274-7816
居宅介護支援センター福寿園	山島台四丁目 100	☎ 276-6839
居宅介護支援センター千代野	千代野東五丁目 1-2	☎ 276-7718
ひらまつケアプランセンター	村井町 322-6	☎ 274-7675
あおいとり白山	宮丸町 35-1	☎ 287-3880
つるべ荘居宅介護支援センター	一塚町 1351-1	☎ 259-1212
ライフワークス Life-works 居宅介護支援事業所	宮保町 1361	☎ 287-3796
やわらぎ生活研究所	美川新町ル 121-3	☎ 282-7671
居宅介護支援センター えくぼ	平加町二 66-1	☎ 259-6020
キラッと居宅介護支援事業所	湊町力 377-1	☎ 278-8811
公立つるぎ病院	鶴来水戸町ノ 1	☎ 272-1250
白山鶴来訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所	月橋町 697-1	☎ 227-9599
居宅介護支援事業所 しおん	明島町西 115-1	☎ 272-8878
指定居宅介護支援事業所 あじさいの郷	明島町春 130	☎ 273-3005
ただなわケアプランセンター	井口町に 78-1	☎ 225-5221
居宅介護支援センター鶴来	鶴来本町四丁目リ 33-3	☎ 273-3535
ケアプランセンター空音	白山町タ 90	☎080-3429-2644
大門園居宅サービスセンター	佐良口 123	☎ 255-5784
美杉の郷ケアプランセンター	桑島 4-87-5	☎ 259-2177

- 居宅介護支援事業所のケアマネジャー（介護支援専門員）が、介護いての様々な相談にのります。
- 市外の居宅介護支援事業所に依頼することもできます。
- 市に居宅サービス計画作成依頼届出書を提出してください。

訪問サービス(自宅で利用するサービス)

- 利用料は令和7年4月1日現在のものです

■ 訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが自宅を訪問して、介護や家事の援助などの日常生活の世話を行います。

利用料のめやす

- 訪問介護(要介護1～5の方)

内 容	利用料 (1 割の場合)	
身体介護 (1 回につき)	20 分未満	163 円
	20 分以上 30 分未満	244 円
	30 分以上 1 時間未満	387 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	567 円
生活援助 (1 回につき)	20 分以上 45 分未満	179 円
	45 分以上	220 円
通院時の乗車・降車等介助 (1 回につき)	※要支援の人は利用できません。	97 円

※早朝、夜間、深夜などは加算があります。

※利用者以外のためのお手伝いはサービスの対象になりません。

利用者以外のご家族のための掃除や洗濯、庭の草むしりや大掃除など身の回りのこと以外のお手伝いは、介護保険の対象にはなりません。

■ 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などが自宅を訪問して、入浴サービスを行います。

利用料のめやす

- 介護予防訪問入浴介護(要支援1、2の方)

内 容	利用料(1割の場合)
全身入浴 (1 回につき)	856 円

- 訪問入浴介護(要介護1～5の方)

内 容	利用料(1割の場合)
全身入浴 (1 回につき)	1,266 円

訪問看護

看護師などが自宅を訪問して、病状の観察や床ずれの手当などを行います。

利用料のめやす

内 容	利用料（1割の場合）		
	要支援1、2の方	要介護1～5の方	
訪問看護ステーションから （1回につき） ※看護師が訪問する場合	20分未満	303円	314円
	30分未満	451円	471円
	30分以上1時間未満	794円	823円
	1時間以上1時間30分未満	1,090円	1,128円
病院または診療所から （1回につき） ※看護師が訪問する場合	20分未満	256円	266円
	30分未満	382円	399円
	30分以上1時間未満	553円	574円
	1時間以上1時間30分未満	814円	844円

訪問リハビリテーション

理学療法士などの専門員が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

利用料のめやす

- 介護予防訪問リハビリテーション(要支援1、2の方)／訪問リハビリテーション(要介護1～5の方)

内 容	利用料（1割の場合）	
	要支援1、2の方	要介護1～5の方
1回につき（20分間リハビリテーションを行った場合）	298円	308円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

利用料のめやす

- 介護予防居宅療養管理指導(要支援1、2の方)／居宅療養管理指導(要介護1～5の方)

内 容	利用限度回数	利用料（1割の場合）
医師が行う場合（1回につき）	1か月に2回	515円

通所サービス(施設に通って受けるサービス)

通所介護(デイサービス)

日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。

利用料のめやす

● 通所介護(要介護1～5の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
通常規模の事業所の場合 8時間以上9時間未満(1回につき) ※送迎費を含む	要介護1	669円
	要介護2	791円
	要介護3	915円
	要介護4	1,041円
	要介護5	1,168円

※上記のほか、食費(昼食、おやつ代等)は、別途かかります。(1日、600～900円程度)

※小規模なデイサービス(定員18人以下)は平成28年4月から地域密着型サービスとなり、市外の事業所は利用できませんので、ご注意ください。

通所リハビリテーション(デイケア)

日帰りで医療機関や介護老人保健施設などに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。

利用料のめやす

● 介護予防通所リハビリテーション(要支援1、2の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
共通のサービス (1か月につき) ※送迎費、 入浴費を含む	要支援1	2,268円
	要支援2	4,228円

● 通所リハビリテーション(要介護1～5の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
通常規模の 事業所の場合 7時間以上8時間未満 (1回につき) ※送迎費を含む	要介護1	762円
	要介護2	903円
	要介護3	1,046円
	要介護4	1,215円
	要介護5	1,379円

※上記のほか、食費(昼食、おやつ代等)は、別途かかります。(1日、600～900円程度)

短期入所サービス(施設に宿泊して受けるサービス)

短期入所生活介護(ショートステイ)

短期間、特別養護老人ホームなどに宿泊して、日常生活上の介護を受けます。

利用料のめやす

● 介護予防短期入所生活介護(要支援1、2の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
併設型・ ユニット型 特別養護 老人ホーム等の 利用 (1日につき)	要支援1	529円
	要支援2	656円

● 短期入所生活介護(要介護1～5の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
併設型・ ユニット型 特別養護 老人ホーム等の 利用 (1日につき)	要介護1	704円
	要介護2	772円
	要介護3	847円
	要介護4	918円
	要介護5	987円

※上記のほか、食費、居住費、日常生活費等は、別途かかります。

※食費と居住費については、利用者の所得に応じ上限が設けられています。詳しくは、P17を参照してください。

短期入所療養介護(ショートステイ)

短期間、介護老人保健施設や介護医療院などに宿泊して、介護やリハビリテーションを受けます。

利用料のめやす

● 介護予防短期入所療養介護(要支援1、2の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
ユニット型 介護老人保健 施設の利用 (1日につき)	要支援1	624円
	要支援2	789円

● 短期入所療養介護(要介護1～5の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
ユニット型 介護老人保健 施設の利用 (1日につき)	要介護1	836円
	要介護2	883円
	要介護3	948円
	要介護4	1,003円
	要介護5	1,056円

※上記のほか、食費、居住費、日常生活費等は、別途かかります。

※食費と居住費については、利用者の所得に応じ上限が設けられています。詳しくは、P17を参照してください。

その他のサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどに入居している人が、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けます。

利用料のめやす

● 介護予防特定施設入居者生活介護(要支援1、2の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
1日につき	要支援1	183円
	要支援2	313円

● 特定施設入居者生活介護(要介護1～5の方)

内 容	要介護度	利用料(1割の場合)
1日につき	要介護1	542円
	要介護2	609円
	要介護3	679円
	要介護4	744円
	要介護5	813円

※上記のほか、食費、居住費、日常生活費等は、別途かかります。

福祉用具貸与

在宅での生活をサポートする介護機器について、レンタルできます。月々の利用限度額の範囲内で利用できます。

サービス費用のめやす

● 介護予防福祉用具貸与(要支援1、2の方) / 福祉用具貸与(要介護1～5の方)

内 容	サービス費用
福祉用具のレンタル	対象品目によって異なります(費用の1割から3割が利用者負担)

借りられるもの(13種類)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ①車いす | ⑧スロープ(工事不要のもの) |
| ②車いす付属品(クッションなど) | ⑨歩行器 |
| ③特殊ベット | ⑩歩行補助杖 |
| ④特殊ベット付属品(マットレスなど) | ⑪徘徊感知器 |
| ⑤床ずれ防止用具(エアマットなど) | ⑫移動用リフト(つり具除く) |
| ⑥体位変換器(起き上がり補助装置) | ⑬自動排泄処理装置(消耗品等は除く) |
| ⑦手すり(工事不要のもの) | |

※要支援1、2及び要介護1の方は、上記①～⑥、⑪、⑫は原則レンタルできません。

⑬については要支援1、2及び要介護1～3の方は原則レンタルできません。

※⑧～⑩は一部購入可

(福祉用具貸与については、ケアマネージャーにご相談ください。)

■ 特定福祉用具購入費の支給

在宅での生活をサポートする介護機器の購入について、購入費の7割から9割が支給されます。(残りは利用者負担になります。)

サービス費用のめやす

- 特定介護予防福祉用具購入(要支援1、2の方)／特定福祉用具購入(要介護1～5の方)

内 容	サービス費用
福祉用具の購入	同一年度で上限 10 万円 (保険給付は 7 万円から 9 万円まで)

対象となるもの (9 種類)

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| ①腰掛便座 | ⑥排泄予測支援機器 |
| ②自動排泄処理装置の交換可能部品 | ⑦スロープ |
| ③入浴補助用具(入浴用いす、
浴槽用手すり、浴槽内いすなど) | ⑧歩行器 |
| ④簡易浴槽 | ⑨歩行補助つえ |
| ⑤移動用リフトのつり具の部分 | |

※県指定の業者以外から購入した場合は対象になりません。

※⑦～⑨は一部対象外のものもあります。

■ 住宅改修費の支給

自宅において手すりの取り付けなどの住宅改修を行った場合、対象となる工事費の7割から9割が支給されます。(残りは利用者負担になります。)

サービス費用のめやす

- 介護予防住宅改修費支給(要支援1、2の方)／住宅改修費支給(要介護1～5の方)

内 容	改修費用
住宅改修	同一住宅で上限 20 万円 (保険給付は 14 万円から 18 万円まで)

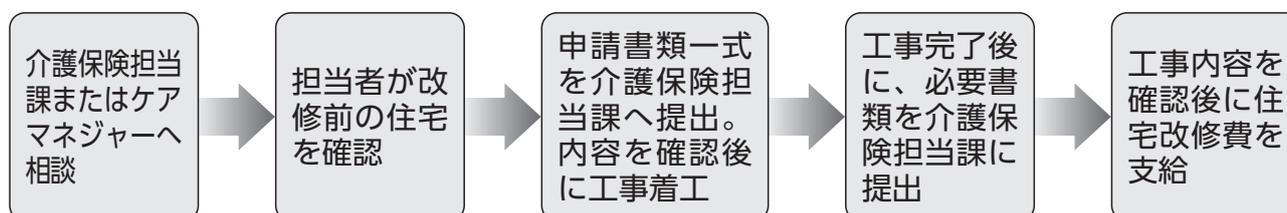
対象となる工事

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ①手すりの取り付け | ④引き戸などへの扉の取り替え |
| ②段差の解消 | ⑤洋式便器などへの便器の取り替え |
| ③滑り防止等のための床材の変更 | ⑥その他各工事に付帯して必要な工事 |

※住宅改修を行いたい場合は、担当のケアマネジャーにご相談ください。

※他に、在宅支援型住宅リフォーム推進事業があります。(P29 参照)

住宅改修費の支給までの流れ



地域密着型サービス(市内の事業所を利用できるのは、原則、白山市民のみ)

小規模多機能型居宅介護

登録された利用者が通いを中心に、心身の状況に応じて、ホームヘルプサービスや宿泊などのサービスを受けます。

利用料のめやす(1か月につき)

● 介護予防小規模多機能型居宅介護(要支援1、2の方)

要介護度	利用料(1割の場合)
要支援1	3,450円
要支援2	6,972円

● 小規模多機能型居宅介護(要介護1～5の方)

要介護度	利用料(1割の場合)
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

※上記のほか、食費、宿泊費、日常生活費等は、別途かかります。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の方が共同生活をしながら、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けます。

利用料のめやす(1日につき)

● 介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2の方)

要介護度	利用料(1割の場合)
要支援2	761円

要支援1の方は利用できません。

● 認知症対応型共同生活介護(要介護1～5の方)

要介護度	利用料(1割の場合)
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

※上記のほか、食費、居住費、日常生活費等は、別途かかります。

地域密着型通所介護(定員18人以下のデイサービス)

日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。

利用料のめやす(8時間以上9時間未満)

● 地域密着型通所介護(要介護1～5の方)

要介護度	利用料(1割の場合)
要介護1	783円
要介護2	925円
要介護3	1,072円
要介護4	1,220円
要介護5	1,365円

※上記のほか、食費(昼食、おやつ代等)は、別途かかります。(1日、600円～900円程度)
※市外の事業所は利用できませんので、ご注意ください。

認知症対応型通所介護

認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けます。

利用料のめやす（8時間以上9時間未満）

グループホーム等の共有スペースを利用する場合

- 介護予防認知症対応型通所介護(要支援1、2の方)
- 認知症対応型通所介護(要介護1～5の方)

要介護度	利用料（1割の場合）
要支援1	500円
要支援2	529円

要介護度	利用料（1割の場合）
要介護1	540円
要介護2	559円
要介護3	578円
要介護4	597円
要介護5	618円

※上記のほか、食費（昼食、おやつ代等）は、別途かかります。（1日、600～900円程度）

地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練を受けます。（原則、要介護3以上の方が入所できます。）

利用料のめやす

- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(要介護1～5の方)

内容	要介護度	利用料（1割の場合）
ユニット型（1日につき）	要介護1	682円
	要介護2	753円
	要介護3	828円
	要介護4	901円
	要介護5	971円

※上記のほか、食費、居住費、日常生活費等は、別途かかります。

※食費と居住費については、利用者の所得に応じ上限が設けられています。詳しくは、P17を参照してください。

施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助などを受けます。（原則、要介護3以上の方が入所できます。）

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションに重点を置いたケアを必要とする方が入所して、医学的な管理のもとで介護や機能訓練を受けます。

介護医療院

病状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所して、医療や看護または介護を受けます。

ユニット型の利用料のめやす（1日につき・1割の場合）

要介護度	施設種類		
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設 (基本型)	介護医療院
要介護1	670円	802円	850円
要介護2	740円	848円	960円
要介護3	815円	913円	1,199円
要介護4	886円	968円	1,300円
要介護5	955円	1,018円	1,392円

※上記のほか、食費、居住費、日常生活費等は、別途かかります。

※食費と居住費については、利用者の所得に応じ上限が設けられています。詳しくは、P17を参照してください。

介護予防・日常生活支援総合事業

心身の機能に低下が認められる方がご利用できます。

訪問型サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問して、介護や家事の援助などの日常生活の世話をを行います。

利用料のめやす

● 訪問事業(主に要支援1、2の方)

内 容	要介護度	利用料 (1割の場合)
訪問介護相当サービス (1か月につき)	要支援 1・2 (週 1 回程度)	1,176 円
	要支援 1・2 (週 2 回程度)	2,349 円
	要支援 2 (週 2 回超程度)	3,727 円
訪問型サービス A (1か月につき) ※基準を緩和したサービス	要支援 1・2 (週 1 回程度)	941 円
	要支援 1・2 (週 2 回程度)	1,879 円
	要支援 2 (週 2 回超程度)	2,982 円

※利用者以外のためのお手伝いはサービスの対象になりません。

利用者以外のご家族のための掃除や洗濯、庭の草むしりや大掃除など身の回りのこと以外のお手伝いは、サービスの対象にはなりません。

通所型サービス

日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴や食事の提供、機能訓練などを受けます。

利用料のめやす

● 通所事業(主に要支援1、2の方)

内 容	要介護度	利用料 (1割の場合)
通所介護相当サービス (1か月につき)	要支援 1 (週 1 回程度)	1,798 円
	要支援 2 (週 2 回程度)	3,621 円
通所型サービス A (1か月につき) ※基準を緩和したサービス	要支援 1 (週 1 回程度)	1,438 円
	要支援 2 (週 1 回程度)	1,474 円
	要支援 2 (週 2 回程度)	2,897 円
選択的サービス (1か月につき)	栄養改善	200 円
	口腔機能向上 I	150 円
	生活機能向上グループ活動	100 円

※上記のほか、食費 (昼食、おやつ代等) は、別途かかります。(1日、600～900円程度)

月々の利用限度額（居宅サービス）

※自己負担限度額は、利用限度額の原則1割から3割です。（令和7年4月1日現在）

要介護度	利用限度額（1か月）
要支援1	5万0,320円
要支援2	10万5,310円
要介護1	16万7,650円
要介護2	19万7,050円
要介護3	27万0,480円
要介護4	30万9,380円
要介護5	36万2,170円

施設サービス費

施設の体制によって異なります。
介護サービス費の自己負担分のほかに、居住費や食費等がかかります。
施設の種類や所得等によって費用が異なります。

施設入所者やショートステイされる方の食費・居住費について

在宅の方と負担額が等しくなるよう、食費と居住費（室料及び光熱水費等）は介護保険給付対象外となっていますが、利用者の所得に応じて上限が設けられており、申請により、負担限度額が決まります。

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設が該当します。

食費・居住費の負担限度額について

（令和7年8月1日より）

利用者負担区分	対象者	負担限度額（日額）					
		居住費				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	生活保護受給者	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者						
第2段階	市民税課税世帯 合計所得金額＋課税年金と非課税年金の収入額が80.9万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階(1)	非課税世帯 合計所得金額＋課税年金と非課税年金の収入額が80.9万円超120万円以内	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階(2)	課税世帯 合計所得金額＋課税年金と非課税年金の収入額が120万円超	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
第4段階	● 市民税課税世帯 ● 別世帯の配偶者が市民税課税の方 ● 下記の預貯金等の要件を満たさない方	2,066円程度	1,728円程度	1,728円 (1,231円)程度	437円※ (915円)程度	1,445円程度	

※（）内の金額は、特別養護老人ホーム・ショートステイの場合の額です。

※第4段階の老健・医療院等の多床室の居住費は、室料を徴収する場合は697円、徴収しない場合は437円です。

※預貯金等の要件について

第1段階 … 単身：1,000万円以下（夫婦：2,000万円以下） 第3段階(1) … 単身：550万円以下（夫婦：1,550万円以下）
第2段階 … 単身：650万円以下（夫婦：1,650万円以下） 第3段階(2) … 単身：500万円以下（夫婦：1,500万円以下）

※夫婦とは、別世帯の配偶者を含みます。

※第2号被保険者（40～64歳）の預貯金等の要件は単身：1,000万円、夫婦で2,000万円以内です。

※利用者負担第4段階の方は、入所施設事業者との契約で居住費・食費の負担額が決まります。

高額介護サービス費

介護サービスの利用料が過重とならないように、所得区分に応じて利用者負担上限額を設けています。同一世帯で1か月の利用料（食費・居住費・日常生活費等は対象外）が、次の額を超えた場合は、申請により超えた額が払い戻されます。

(令和7年8月1日より)

所得区分	利用者負担上限額（月額）
● 年収約 1,160 万円以上 *	140,100 円
● 年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満 *	93,000 円
● 年収約 383 万円以上約 770 万円未満 *	44,400 円
● 一般	44,400 円
● 市民税非課税世帯等	24,600 円
● 公的年金収入額と合計所得金額の合計が 80.9 万円以下の方 ● 老齢福祉年金受給者	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)
● 生活保護の受給者等	15,000 円

※現役並み所得相当

高額医療合算介護サービス費

1年間（毎年8月～7月分）の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が、下記の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が支給されます。（ここでいう自己負担の合計額とは、医療保険の高額療養費および介護保険の高額介護サービス費の適用を受けたうえでの自己負担の合計額です。）

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(年額：8月～翌年7月)

所得区分	70 歳以上	70 歳未満の人がいる世帯
年収約 1,160 万円～ 【社保】標準報酬 83 万円以上 【国・後】課税所得 690 万円以上	212 万円	212 万円
年収 770 万円～ 1,160 万円 【社保】標準報酬 53 ～ 79 万円 【国・後】課税所得 380 万円以上	141 万円	141 万円
年収 370 万円～ 770 万円 【社保】標準報酬 28 ～ 50 万円 【国・後】課税所得 145 万円以上	67 万円	67 万円
一般（年収 156 万円～ 370 万円） 【社保】標準報酬 26 万円以下 【国保・後期】課税所得 145 万円未満	56 万円	60 万円
①市民税非課税世帯	31 万円	34 万円
②市民税非課税世帯（所得が一定以下）	19 万円	

※②の世帯で、介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

● 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

● 支給対象となる方は医療保険の窓口へ申請が必要です。

過疎地等における特別地域加算に係る利用者負担減額サービス

白山ろくにおける訪問サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問介護相当サービス、訪問看護）を行う事業者は、介護報酬を15%加算することができますが、このサービスを利用した場合、自己負担額は9%に減額されます。

ただし、市民税が本人非課税の方に限ります。なお適用事業者は、本市に届出をした事業者となります。

障害者控除対象者認定書について

65歳以上の方で「身体の障害または認知症の状態が障害者に準ずると市長が認定した方」には申告することで障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

要介護認定資料の記載内容を確認し認定しますので、長寿介護課へ申請してください。ただし、要介護認定を受けている方でも、障害者控除の対象にならない場合があります。

その他白山市独自のサービスについて

低所得の方やサービス利用額が高額となる方に対して、白山市で独自に設けているサービスがあります。別途申請が必要になりますので、該当と思われる方は、ご相談ください。

①白山市在宅介護サービス利用料助成事業

低所得の要介護認定者が在宅サービスを利用した場合、自己負担額の20%(年間3万円を上限)を助成します。ただし、高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護(予防)サービス費の支給を受けた場合は、その額を控除します。

対象者 市民税非課税世帯

②2号被保険者在宅サービス利用助成事業

2号被保険者(40歳～64歳の要介護・要支援認定者)で、在宅サービスの自己負担額が利用限度額を超えた方に対して、超えた部分の1/3を助成します。

なお助成額は、10万円/月を限度とします。ただし、市民税が本人非課税の方に限ります。

③在宅介護支援金支給事業

在宅で生活している要介護3・4・5の方で、介護サービス利用日数が年10日以内の場合に、介護者に対して5,000円/月を支給します。

介護保険料

介護保険は、40歳以上の方が保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに費用の一部を支払って、介護保険のサービスを利用する仕組みです。介護保険のサービスにかかる費用の23%は、65歳以上の方の保険料に支えられています。

第1号被保険者の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、白山市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された『基準額』を基に決まります。保険料は本人及び世帯員の市民税課税状況や、本人の前年中の所得に応じて金額が決定します。また、負担が大きくなならないよう14段階に分かれています。

保険料段階表

保険料段階	対象となる方		基準額に対する割合	保険料(年額)	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ● 生活保護の受給者 ● 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額^{※1}の合計が80.9万円以下になる方 		× 0.275 ^{※2}	20,460円	
第2段階	本人が市民税非課税	同じ世帯にいる方全員が市民税非課税	本人の課税年金収入金額と合計所得金額 ^{※1} の合計が80.9万円を超え120万円以下の方	× 0.475 ^{※2}	35,340円
第3段階			本人の課税年金収入金額と合計所得金額 ^{※1} の合計が120万円を超える方	× 0.685 ^{※2}	50,964円
第4段階		同じ世帯に市民税課税者がいる方	本人の課税年金収入金額と合計所得金額 ^{※1} の合計が80.9万円以下の方	× 0.90	66,960円
第5段階	本人の課税年金収入金額と合計所得金額 ^{※1} の合計が80.9万円を超える方		基準額	74,400円	
第6段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額 ^{※1} が120万円未満の方		× 1.15	85,560円
第7段階		本人の合計所得金額 ^{※1} が120万円以上210万円未満の方		× 1.30	96,720円
第8段階		本人の合計所得金額 ^{※1} が210万円以上320万円未満の方		× 1.50	111,600円
第9段階		本人の合計所得金額 ^{※1} が320万円以上420万円未満の方		× 1.55	115,320円
第10段階		本人の合計所得金額 ^{※1} が420万円以上520万円未満の方		× 1.60	119,040円
第11段階		本人の合計所得金額 ^{※1} が520万円以上620万円未満の方		× 1.65	122,760円
第12段階		本人の合計所得金額 ^{※1} が620万円以上720万円未満の方		× 1.725	128,340円
第13段階		本人の合計所得金額 ^{※1} が720万円以上1,000万円未満の方		× 1.75	130,200円
第14段階	本人の合計所得金額 ^{※1} が1,000万円以上の方		× 2.00	148,800円	

※1 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)及び、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。ただし、第1～5段階については、さらに公的年金等に係る雑所得を差し引くとともに、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得(所得金額調整控除が行われている場合は、その控除前の金額)から10万円を控除した金額となります。

※2 保険料負担の軽減 基準額割合を公費負担により軽減しています。
(第1段階: 0.445 → 0.275、第2段階: 0.675 → 0.475、第3段階: 0.690 → 0.685)

保険料の納め方

介護保険料の納め方は、年金から差し引かれる特別徴収と納付書等で納める普通徴収の2通りがあります。

【特別徴収】

老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金を受給しており、受給額が年額18万円以上の方は、あらかじめ年金から差し引かれます。保険料は原則として特別徴収です。

【普通徴収】

年金受給額が年額18万円未満の方は、白山市から送付される納付書で納期限までに金融機関で納めていただきます。

●口座振替をご利用ください

毎月月末に自動的に振替されますので、金融機関へ納付に行く必要がなく、納め忘れがありません。なお、途中で特別徴収（年金からの差し引き）になった場合は、口座振替が自動的に停まります。

預金口座の金融機関の取扱店または郵便局窓口で申し込みください。また、インターネットからもお申し込みができるようになりました。詳しくは白山市ホームページ(<https://www.city.hakusan.lg.jp/>)をご確認ください。

振替えは手続きされた翌月から始まります。手続きをされた当月は納付書にて納めてください。

第2号被保険者の介護保険料

40歳以上65歳未満の方は、加入している医療保険の算定方法に基づいて計算されます。

【国民健康保険に加入している場合】

白山市の国民健康保険税の算定により計算され、国民健康保険税に上乗せして納めていただきます。詳しくは市役所保険年金課から送付されます「国民健康保険税納税通知書」でご確認ください。

【健康保険・共済組合に加入している場合】

保険料は給料に基づいて計算されます。原則として保険料の半分は事業主が負担します。詳しくは加入している医療保険者にお問い合わせください。

保険料を納めないでいると

1年以上滞納すると

- サービスの費用をいったん全額支払うことになり、あとで申請により保険給付分の払い戻しを受けることとなります。

1年6か月以上滞納すると

- 保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなります。

2年以上滞納が続くと

- さかのぼって保険料を納めることができなくなり、未納期間に応じて給付制限を受けることとなります。
- サービスの利用者負担が3割(または4割)に引き上げられたり、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

介護保険以外の 福祉サービス

福祉サービス

生きがい支援

高齢者リフレッシュ支援事業

市内登録施術所で、健康保険が適用されない、はり、きゅう、マッサージの施術を受ける場合に料金の一部を助成する利用券を支給します。

対象者	市内に1年以上住所を有し、次のいずれかに該当する方 ● 満70歳以上の方 ● 満65歳以上70歳未満で、身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている方
支給枚数	年間18枚（10月以降に申請する場合は9枚）
助成額	利用券1枚あたり1,100円
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

高齢者の入浴利用

施設	電話	対象者	内容	自己負担額
★老人福祉センター	☎ 276-7717	60歳以上の方	申請不要	100円/回
地域交流センター	☎ 273-4083	60歳以上の方	申請不要	100円/回
白山市高齢者ふれあい入浴事業	千代野温泉 ☎ 275-2619	65歳以上の方	公衆浴場の利用券（年最大12回）を交付します。 ※申請が必要です	100円/回
	美川温泉 元湯ほんだ ☎ 278-3434			
	美川温泉 安産の湯 ☎ 259-6218			
白山市高齢者温泉施設利用事業	松任海浜温泉 ☎ 274-5520	75歳以上の方	申請不要 ※氏名・住所・生年月日のわかる身分証明書を提示して入場になります。	200円/回 松任海浜温泉は平日のみ。他施設は全営業日。
	めおと岩温泉ラクヨウ ☎ 272-4126			
	大門温泉センター ☎ 255-5833			
	新中宮温泉センター ☎ 256-7730			
	バードハミング鳥越 ☎ 254-2146			
	白峰温泉総湯 ☎ 259-2839			

★老人福祉センターは、高齢者の方の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動の普及を図るとともに、各種の相談にも応じ、高齢者の方に健康で明るい生活を営んでもらうことを目的として設置しています。

※誕生月の初日から申請できます。

問い合わせ 白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

長寿祝金

多年にわたり社会に尽くしてきた長寿者の労をねぎらうとともに、その長寿をお祝いするため、誕生月に祝金を贈っています。

対象年齢	金額
88歳	20,000円

対象年齢	金額
100歳	100,000円

※ただし、白山市に1年以上住民登録のある方に限ります。

問い合わせ 白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

老人クラブ

高齢期の生活を健全で豊かなものとするため、健康の増進と教養の向上を目指すとともにレクリエーション等を通じ地域社会との交流を深めて高齢者の福祉増進を図っています。

問い合わせ 白山市老人クラブ連合会（白山市社会福祉協議会内） ☎ 276-3151
倉光八丁目 16-1（福祉ふれあいセンター内）

シルバー人材センター

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者に地域社会と連携して知識、経験、技能を生かした「働く場」を提供し、高齢者の能力を生かした、活力ある地域社会づくりを目指しています。

問い合わせ （公社）白山市シルバー人材センター ☎ 275-7604
博労二丁目 50（こがね荘内）

ふれあいサロン

町内会単位等で、地域住民・ボランティアが主体となって地域内で多様な世代の人が交流し、地域のつながりを深めるために「地域ふれあいサロン」を開催しています。ふれあいサロンに参加することで、高齢者の閉じこもり予防、介護予防、認知症予防やリフレッシュを図ります。

問い合わせ 白山市社会福祉協議会 ☎ 276-3151
倉光八丁目 16-1（福祉ふれあいセンター内）

体育施設の利用

65歳以上の方には、市内一部の体育施設の使用料免除や体育施設プールの年間利用券の割引などがあります。利用については、各体育施設へお問い合わせください。

問い合わせ 白山市役所 スポーツ課 ☎ 274-9574
倉光四丁目 22 番地（松任総合運動公園体育館内）

高齢者運転免許証自主返納支援事業

免許を自主返納した方を対象に、支援を行う事業です。

運転免許証の自主返納は、免許センター、白山警察署または、白山警察署鶴来庁舎で手続きできます。

対 象 者	自主返納時及び申請時において白山市に住民登録のある方で、有効期限内のすべての運転免許証を自主返納された 65 歳以上の方 ただし、免許証返納後 1 年以内に申請が必要です。
支 援 内 容	次のうちどれか一つ（いずれも 2 万円相当） ● JR 西日本 IC 乗車券「ICOCA（イコカ）」 ● 北陸鉄道バス IC 乗車券「ICa（アイカ）」 ● 石川県タクシー協会共通乗車券
問 い 合 わ せ	白山市役所 地域安全課 ☎ 274-9537

■ コミュニティバス「めぐーる」

高齢者等の外出支援のため、下記対象者の運賃を無料としています。

対 象 者	①白山市に住民登録のある満 70 歳以上の方 ②白山市に住民登録のある満 65 歳以上の運転免許証を自主返納した方 ③身体障害者手帳をお持ちの方 ④療育手帳をお持ちの方 ⑤精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ⑥上記の③～⑤の対象者の付き添いで「めぐーる」に乗車した方 （手帳所持者 1 人につき 1 人） ※①、②の方は、事前に申請が必要です。お問い合わせください。 ※③～⑤の方はバスの降車時に対象の手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示すれば、無料になります。申請は不要です。
問 い 合 わ せ	白山市役所 交通政策課 ☎ 274-9548

自立支援サービス

■ ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

心身の障害等のため、自分で調理できず、買い物にも行けない、また家族などから食事の提供を受けることが困難な方に、栄養バランスのとれた弁当を自宅までお届けし、配食時における安否確認を行います。

対 象 者	概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方、高齢者のみ世帯の方、またはこれに準ずる世帯の高齢者及び身体障害者の方で安否確認が必要な方
配 食 回 数	毎日 2 食（昼・夕食）
助 成 額	300 円／1 食
問 い 合 わ せ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

■ お元気ですか訪問事業

75 歳以上のひとり暮らし高齢者等、地域での見守りが必要と思われる方に対し、社会的孤立を防ぎ誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、配食サービスや生活物品をご自宅へお届けし、声掛け・見守り活動などを行っています。

問 い 合 わ せ	白山市社会福祉協議会 ☎ 276-3151 倉光八丁目 16-1（福祉ふれあいセンター内）
------------------	--

救急医療情報キット

万一の救急時に備えて、医療情報等を準備し、救急時に活用するものです。

救急時に、本人の状況に応じて救急隊員が、その記載された情報を元に適切な処置をとることが出来るように、「かかりつけ医」などの医療情報や、「診察券(写)」「健康保険証(写)」などの情報を専用の容器に入れ、自宅内に準備しておきます。

対象者	65歳以上の方や障害者の方 日中独居となり救急時の対応に不安の方
費用の負担	無料(世帯につき1セット)
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

緊急通報体制整備事業

急病や火災などの緊急時の通報体制として、自宅に通報装置、安否センサー、火災警報器を設置して、安全で安心できる生活を支援します。

対象者	在宅で、日常生活に不安のある65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の方および身体障害者のみ世帯の方
費用の負担	市民税課税世帯 400円/月額 市民税非課税世帯 200円/月額 ※生活保護受給世帯は自己負担なし ※自宅に固定電話がない場合は別途1,100円/月額
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

高齢者等見守り機器助成事業

在宅で見守りを必要とする高齢者等を対象とし、離れて暮らす家族や地域の町内会等が安否を確認できる環境を整備するため、高齢者等の自宅に見守り機器を設置する費用の一部を助成します。

対象者	在宅で見守りを必要とする65歳以上の方
助成対象機器	動作又は熱等を感知した時に連絡が届くセンサー型の機器 使用時に連絡が届く家電型の機器又は家電に設置する機器等
助成額	機器の購入費及び設置工事に要する費用とし、上限額は1万円。
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

生活支援サポーター

地域のボランティアが、生活のちょっとした困りごとの支援を行います。利用その他の生活相談については、各地域包括支援センターへお問合せください。

対象者	在宅の概ね65歳以上の一人暮らしや高齢者のみ世帯の方で、生活の支援が必要な方
支援内容	● 買い物代行、店内同行(車への同乗はできません) ● 散歩、社会参加の付き添い(身体介護はできません) ● 見守り、声掛け、話し相手 ● 電球、蛍光灯の交換 ● 資源ごみの仕分け、ごみ出し ● 代読、代筆 ● 家庭菜園 等
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529、地域包括支援センター(表紙裏参照)

認知症高齢者等家族支援サービス

行方不明になるおそれのある方に対し、行方不明等の事故を未然に防止するための購入費用助成を行います。

対象者 おおむね 65 歳以上の認知症高齢者（若年性認知症の方も含む）、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

助成内容 GPS 端末機や付属機器の購入費、事務手数料の費用助成（事前に相談が必要です）

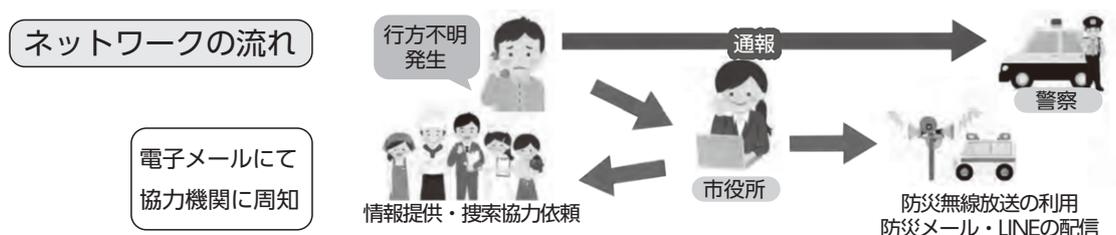
問い合わせ 白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

認知症高齢者等安心ネットワーク

より早く行方不明者を発見するための関係機関によるネットワークです。行方不明になるおそれのある高齢者等の顔写真や身体的特徴等をあらかじめ市に登録し、行方不明時に協力団体に情報を提供して捜索への協力をお願いしています。

対象者 行方不明になるおそれのある高齢者等

問い合わせ 白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529



雪かきボランティア

白山ろく地域にお住まいで除雪が困難な世帯（高齢者世帯・障害者世帯・母子世帯）への雪かきを行います。（屋根雪下ろしは行いません）

- 自宅玄関から生活道路までの雪かき
- 対象世帯周辺の除雪車の入れない生活道路の雪かき

※ボランティアによる活動となるため、必ずしも要望に応えられるものではありません。

問い合わせ 白山市社会福祉協議会・白山市市民活動・ボランティアセンター ☎ 276-3729
倉光八丁目 16-1（福祉ふれあいセンター内）

雪害対策支援

屋根融雪化等促進事業

持ち家の屋根融雪・ロードヒーティングを設置する経費に補助金を交付します。

対象者	河内・吉野谷・鳥越・尾口・白峰地域に居住する65歳以上の高齢者のみ世帯または障害者のみ世帯の方
-----	---

交付条件	屋根融雪設置に係る費用を石川県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付金から借り入れすること。
------	---

交付限度額	50万円 ※ただし、ロードヒーティングは生計中心者の所得税額に応じて0%～50%
-------	---

要援護者住宅屋根雪下ろし等支援事業

労力的かつ経済的に自力での屋根雪下ろしが困難な要援護世帯に対して、屋根雪下ろし等に要する経費を支援することにより、雪害からの人的被害防止を図ります。

対象世帯	市内に住所を有し、現に居住している65歳以上の高齢者のみ世帯または身体障害者手帳1級もしくは2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の者が属する世帯（18歳以上65歳未満の当該障害者以外の健常者の同居世帯を除く）、または母子世帯で次の要件にすべてあてはまる世帯 ● 市民税非課税世帯 ● 親族等からの支援が受けられない世帯
------	---

支援金	1回当たり6万円を限度とします。
-----	------------------

支援回数	1冬期間3回
------	--------

屋根雪下ろし業者団体等の紹介

多雪時に、ひとり暮らし高齢者など、自力での屋根雪処理が困難な世帯に対し、屋根雪下ろし業者の団体等を紹介します。その後、希望者と担当業者で直接打ち合わせの上、実施していただきます。

問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529
-------	------------------------

家族支援サービス

寝具乾燥消毒サービス

寝たきりの高齢者の方等が使っている掛布団、敷布団、毛布を丸洗い、乾燥、消毒して、より気持ち良く生活できるようにします。

対象者	在宅の65歳以上の高齢者で、寝たきり度がランク B(注1)以上の方
利用回数	3か月ごとに1回(年4回以内)
利用料	500円/回(生活保護受給世帯 無料)
利用方法	利用の際に指定業者に助成券1枚と利用料500円を渡してください。
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

理髪サービス

寝たきりのため、理美容店へ出向くことができない高齢者の方の自宅まで理容師、美容師が訪問して整髪、顔そりを行います。

対象者	在宅の65歳以上の高齢者で、寝たきり度がランク B(注1)以上の方
利用回数	3か月ごとに1回(年4回以内)
利用料	500円/回(生活保護受給世帯 無料)
利用方法	利用の際に指定の理美容師に助成券1枚と利用料500円を渡してください。
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

外出支援サービス

車いす等利用者外出支援事業(車いす・ストレッチャー用タクシー券助成)

車いすを利用する高齢者や寝たきり高齢者の方等が、自宅と医療機関や介護予防・生きがい活動を提供する場所の往復時に、移送用車両対応のタクシーを利用するとき、その料金の一部を助成することにより、外出の機会を支援し、閉じこもりを防止するとともに社会参加の促進を図ります。

対象者	在宅の65歳以上の高齢者で、寝たきり度がランク B(注1)以上の方または身体障害者1、2級の方で障害者福祉タクシー助成券の交付を受けていない方。 ※ただし、自分で運転可能な方は除きます。
利用対象車両	● 車いす用リフト付車両 ● ストレッチャー装着ワゴン車
支給枚数	1か月につき4枚
助成額	助成券1枚あたり1,000円を限度
利用方法	乗車1回につき、助成券1枚と差額のタクシー料金を指定業者の運転手にお支払いください。

(注1) ランク B: 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中でもベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。

要介護高齢者外出支援事業（要介護高齢者タクシー券助成）

公共交通機関での外出が困難な高齢者に対し、タクシー料金の一部を助成することにより、生活圏の拡大と保健福祉の向上を図ります。

対象者	在宅の65歳以上の高齢者で、次の要件すべてにあてはまる方 ● 要介護認定1以上で、自立での移動が困難な方 ● 同一世帯全員が市民税非課税の方 ● 本人、家族が運転免許の交付を受けておらず、自家用車を保有していない方
支給枚数	1か月につき3枚
助成額	助成券1枚あたり普通車初乗り運賃相当額
利用方法	乗車1回につき、助成券1枚と差額のタクシー料金を指定業者の運転手にお支払いください。
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

紙おむつ購入助成

紙おむつの購入にかかる費用の一部を助成する助成券を支給します。

対象者	在宅で生活される40歳以上の方で、要介護認定3以上の方
利用対象品	大人用紙おむつ、大人用紙パンツ、尿取りパット
支給枚数	1か月につき4枚
助成額	助成券1枚あたり1,000円
利用方法	購入の際に指定業者に助成券を渡してください。
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529

在宅支援型住宅リフォーム

高齢者の方が家の中で快適で、安全に過ごせるように住宅を改修する場合の助成制度です。

対象者	次の条件すべてにあてはまる方 ①白山市内に住所を有していること。 ②介護保険制度の要支援認定、または要介護認定を受けていること。 ③市民税非課税世帯、または生活保護受給世帯であること。 (市民税課税者が同居している場合は対象外です。)										
対象となる工事	手すりの取付け、段差の解消、滑り防止等のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え。										
助成限度	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>対象経費の助成率</th><th>助成限度額</th></tr></thead><tbody><tr><td>生活保護受給世帯</td><td>100%</td><td>100万円</td></tr><tr><td>市民税非課税世帯</td><td>90%</td><td>100万円</td></tr></tbody></table>	区分	対象経費の助成率	助成限度額	生活保護受給世帯	100%	100万円	市民税非課税世帯	90%	100万円	※ただし、介護保険法からの支給額（過去に支給された額を含む）を控除します。
区分	対象経費の助成率	助成限度額									
生活保護受給世帯	100%	100万円									
市民税非課税世帯	90%	100万円									
改修工事回数	1戸につき1回限りです。										
問い合わせ	白山市役所 長寿介護課 ☎ 274-9529										

介護予防・認知症対策

介護予防

介護予防講座

元気で活動的な生活を続けるために、介護予防（介護が必要な状態にならないように、心身の衰えを予防・回復する取り組み）について職員が地域へ出向きお話しします。

対 象	市民または市内の団体等が主催し、参加者がおおむね 10 名以上の会合等
内 容	30 分～1 時間程度（ご相談に応じます）のお話 ● 介護予防について ● 介護予防体操の実践 ● 認知症とその予防について ● お口の健康教室（歯科衛生士）など
費 用	無料
問い合わせ	地域包括支援センター（開催希望日のおおむね 1 か月前まで）（表紙裏参照）

認知症対策

認知症相談

認知症の方や認知症の方を介護する家族等を対象に、随時、認知症についての相談を受け付けています。その他認知症相談日を設け、介護者への助言や支援を行っています。ひとりで悩まず、お気軽に相談にお越しください。

問い合わせ	地域包括支援センター（表紙裏参照） ● 市内の「認知症高齢者グループホーム」や「認知症対応型通所介護」・「小規模多機能型居宅介護」でも認知症相談を行っています。 詳しくは、各事業所にお問い合わせください。（P36～41 参照）
-------	---

認知症カフェ

認知症について気軽に話せる場です。

対 象	認知症でないかと心配している方、認知症の人がまわりにいる方、認知症のことを知りたい方等どなたでも
問い合わせ	地域包括支援センター（表紙裏参照）

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、日頃の暮らしの中で認知症の方やその家族を温かく見守る応援者です。

市ではひとりでも多くの人に認知症サポーターになっていただき、認知症になっても安心して暮らせる街づくりを目指しています。

この講座は、市民のみなさまに、認知症について正しく理解していただくための講座です。講座の中で実際に認知症の方への対応を模擬体験することもできます。お気軽にお問い合わせください。

対 象	町内会、子供会、学校の行事、老人クラブ等地域の団体の行事として、また市内の企業等の社員研修として開催できます。(5名以上なら少人数でも構いません。)
-----	--

申し込み	地域包括支援センター（表紙裏参照）
------	-------------------

成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分な方の、預貯金等の財産管理や介護保険サービスの利用・施設入所の契約や手続きなどを、本人に代わって法的な代理人が行い、本人が安心して生活できるように支援する制度です。

問い合わせ	長寿介護課、地域包括支援センター（表紙裏参照）、家庭裁判所
-------	-------------------------------

福祉サービス利用支援事業

認知症など判断能力に不安のある高齢者に対し、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを行い住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように支援します。

内 容	<ul style="list-style-type: none">● 福祉サービスの利用のお手伝い● 日常的なお金の管理のお手伝い● 大切な書類等のお預かり● 日常生活に必要な手続きのお手伝い
-----	--

利 用 料	1回1時間 1,350円 ※生活保護の方は無料
-------	-------------------------

問い合わせ	くらしサポートセンターはくさん（白山市社会福祉協議会内） ☎ 276-9389 倉光八丁目16-1（福祉ふれあいセンター内）
-------	---

認知症豆知識

1. 認知症とはどんな病気？

認知症は、さまざまな原因で脳の細胞が死んでしまい、脳の働きが悪くなる病気です。

認知症の原因となる病気

- 主に「アルツハイマー型認知症」、「脳血管性認知症」、「レビー小体型認知症」の3つがあり、もっとも多いのが「アルツハイマー型認知症」です。
- その他、頭部の病気やケガなどの原因で発症することがあります。

2. 認知症の症状は？

共通する症状（中核症状）

- 新しいことが覚えられない、出来事を忘れる
- 時間や場所、人物が分からなくなる
- 同時に二つ以上のことが上手くできない、いつもと違う出来事で混乱しやすくなる
- 計画を立て、段取りよく行動できない

接し方などで、変わってくる症状（周辺症状）

- 落ち着かない、イライラする
- 気持ちが落ち込む、意欲がわかなくなる
- 実際にはないものが見える、現実にはないことを思い込む
- 行きたい場所に行けずに迷う、あてもなく歩き回る
- 乱暴な言葉を言う、暴力をふるう

3. 加齢によるもの忘れと認知症によるもの忘れの違いは？

加齢によるもの忘れ

- 体験した一部を忘れる
(例えば、昨日の夕食のメニューを忘れる)
- 忘れたことを自覚している
- ヒントがあれば思い出す
- 親しい人やよく行く場所は忘れない
- 日常生活に大きな支障はない

認知症によるもの忘れ

- 体験したこと自体を忘れる
(例えば、昨日夕食を食べたことを忘れる)
- 忘れたことを自覚していない
- ヒントがあっても思い出せない
- 親しい人やよく行く場所が分からない
- 日常生活に支障がでる

4. 認知症かな？と思ったら

認知症は早期発見と早期治療が大切な病気です。

正しく診断してもらい、適切な治療を始めるために、日常生活で異変を感じたら、なるべく早く医療機関を受診しましょう。

5. 認知症の人との接し方のポイントは？

- 驚かせない ～相手の目線に合わせて、短い言葉で、ひとつずつ話す～
- 急がせない ～ゆっくりと余裕をもって対応する～
- 自尊心を傷つけない ～否定や訂正したりせず、相手の言葉に耳を傾ける～

接し方などで変わってくる症状への対応

- **食べたばかりなのに、「まだごはんを食べていない」と話していたら**
認知症になると、古い記憶は残りますが、新しい記憶が残りにくくなります。本人に納得してもらうことが大切です。
「もうすぐできます」と声かけして安心してもらおう、また、話題を変えてみましょう。
- **「財布や通帳が盗まれた」と話していたら**
認知症になると、現実のないことを思い込む(妄想)ことがあります。
まずは、本人の言っていることを否定せずに気持ちを受け止めます。「困ったね。一緒に探しましょう」と対応してみましょう。
また、通帳などの大切な物は同じ場所に片付けるようにしましょう。
- **外に出て行って、帰ってこられなくなったら**
認知症になると、慣れた所でも迷ってしまうことがあります。認知症高齢者等安心ネットワークに登録したり、衣類に連絡先などを付ける工夫も必要です。また、ご近所にも日頃から声をかけましょう。

6. 認知症の症状を悪化させないためには？

本人の症状や状態を悪化させる要因を除くことが大切です。
日頃から本人と関わりをもち、からだやこころの状態を知ることが大切です。

認知症の症状を悪化させる要因

- 高血圧や糖尿病などの病気、水分の摂取不足、栄養不良、便秘や下痢、不適切な服薬、うつなど
- 閉じこもりや人と交流が少ない、運動不足、転居など生活場所の変化、役割の喪失、家族関係など

7. 認知症を予防するポイントは？

認知症を予防する生活

- 高血圧や糖尿病などの生活習慣病は、認知症発症のリスクを高めます。1日3食、いろいろな食材を腹八分目に食べ、塩分や動物性脂肪、甘い物を控えめにしましょう。
- 週2日以上、1日20～30分程度の運動を続けましょう。少し汗ばむ程度の足を使う運動が効果的です。
- 人付き合いや趣味などでイキイキした生活を送りましょう。
また、毎日の日課や役割を継続し、新しいことにも挑戦しましょう。
 - ・自分で計画を立てて行動する
 - ・2つ以上のことを同時に行う
 - ・出来事を記憶し、それを思い出す(例えば、昨日のことを思い出して日記に書く)

8. 認知症の人が地域で暮らしていくためには

近所の人ができる少しの支援

● “ちょっと一緒に”

- ・ 本人が好きなことや馴染んでいることを一緒に楽しむ
- ・ 地域の人たちが集まる場所に一緒に参加する
- ・ 閉じこもりがちな場合は、ちょっと顔を見に行ってみる

道に迷っている認知症の人に出会ったときの対応

● 道に迷っていることに気づくポイント

- ・ ボーッとした表情や険しい表情で歩いている
- ・ 季節に合わない服装、履き物がちぐはぐである
- ・ バス停や公園のイスで長時間座り続けている
- ・ 同じ道を行ったり来たり、不安そうに立ち止まったりしている

● 道に迷っている認知症の人に出会ったら

- ・ 「今日は寒いですね」など、やさしく声をかけてみる
- ・ 名前や住所をたずねる。答えられない場合は、衣類などの連絡先をさりげなく確認する。無理強いは禁物です。
- ・ 心配な時は、まわりの人や警察に助けを求める。

認知症の人へのサービス

	認知症が疑われる	認知症はあるが、日常のことは自分でできる	誰かの見守りがあれば、日常のことはできる	日常のことをするためには、手助け・介護が必要	常に介護が必要
相談	地域包括支援センター 認知症カフェ		地域包括支援センター、居宅介護支援事業所 認知症高齢者グループホーム		
介護予防 悪化予防		通所型サービス			
他者との つながり 支援	老人クラブ 介護予防講座 ふれあいサロン 介護予防サポーター など		通所介護、通所リハ、小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護		
安否確認 見守り	緊急通報システム設置 配食サービス 民生委員、福祉協力員 認知症サポーター シルバーリハビリ体操指導士 など		緊急通報システム設置 配食サービス、民生委員、福祉協力員 認知症高齢者等家族支援サービス 認知症高齢者等安心ネットワーク 認知症サポーターなど		緊急通報システム 設置
生活支援		通所型サービス・訪問型サービス			
	シルバー人材センター ボランティアセンター 生活支援サポーター など		訪問介護、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護 短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 シルバー人材センター、ボランティアセンター など		
権利を 守る		福祉サービス利用支援事業		成年後見制度	
身体介護			訪問介護、通所介護、通所リハ 短期入所生活介護 短期入所療養介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護		
医療	かかりつけ医、専門医		かかりつけ医、専門医、訪問看護		
家族支援	認知症カフェ		認知症カフェ、家族会		
住まい	ケアハウス 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅		認知症高齢者グループホーム ケアハウス 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅		認知症高齢者グループホーム 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅

※ふれあいサロン、ボランティアセンターについては白山市社会福祉協議会（☎ 276-3151）、生活支援サポーターについては、白山市役所長寿介護課（☎ 274-9529）にお問い合わせください。その他のサービスは本冊子をご確認ください。

施設一覧

施設一覧

地域包括支援センター

地域	名称	所在地	電話
松任	白山市地域包括支援センター松任中央	若宮二丁目 34	☎ 272-5999
	白山市地域包括支援センター光野	番匠町 443	☎ 274-7718
	白山市地域包括支援センター千代野	千代野東五丁目 1-2	☎ 276-1011
	白山市地域包括支援センター笠間	笠間町 1738	☎ 274-6771
美川	白山市地域包括支援センター美川	美川永代町ヲ 266-1	☎ 278-8585
鶴来	白山市地域包括支援センター鶴来	鶴来水戸町ノ 1	☎ 272-3950
白山ろく	白山市地域包括支援センター大門園	佐良口 123	☎ 255-5225

特別養護老人ホーム

地域	名称	所在地	電話
松任	福寿園	山島台四丁目 100	☎ 276-3545
	松美苑	笠間町 1738	☎ 274-6776
	つるべ荘	一塚町 1351-1	☎ 276-2020
美川	キラッと篤寿苑	平加町ヌ 110-1	☎ 278-2555
鶴来	あじさいの郷	明島町春 130	☎ 273-0123
白山ろく	大門園	佐良口 123	☎ 255-5221
	美杉の郷	桑島 4号 87-5	☎ 259-2117

地域密着型特別養護老人ホーム

地域	名称	所在地	電話
松任	おかりや	倉光三丁目 8	☎ 274-2000
	白山ぬくもりホーム	八ツ矢町 124-1	☎ 275-8575
	松美苑サテライト	剣崎町 1484-2	☎ 274-9755
美川	キラッと美川	美川和波町ワ 76-2	☎ 227-9021
鶴来	鶴来ふくまるハウス	鶴来本町四丁目リ 33-3	☎ 273-6001

介護老人保健施設

地域	名称	所在地	電話
松任	千代野苑	米永町 303-5	☎ 275-7700
	なごみ苑	米永町 300-2	☎ 276-5100

デイサービス

★ マークは、地域密着型事業所です

地域	名称	所在地	電話
松任	福寿園デイサービスセンター	山島台四丁目 100	☎ 276-6810
	剣崎デイサービスセンター	剣崎町 1484	☎ 275-6915
	あいのきデイサービスセンター	相木町 820	☎ 276-6460
	デイサービスらっぴいー ★	木津町 1284-1	☎ 276-1020
	白山コンディショニングセンター	北安田町 5024	☎ 214-6881
	リハビリデイサービス「太陽のリゾート白山」	北安田西二丁目 6	☎ 287-5977
	ニチケアセンター松任	石同新町 275-1	☎ 274-1861
	白山ヘルスセンター	橋爪町 339	☎ 274-2122
	リハ本舗 おおまち	四日市町 5	☎ 275-8070
	三草二木 行善寺 ★	北安田町 548-2	☎ 275-0616

地域	名称	所在地	電話
松任	ごーるどくらぶ ★	宮丸町 1144	☎ 274-7676
	光野デイサービスセンター	番匠町 443	☎ 274-7811
	つるべ荘デイサービスセンター	一塚町 1351-1	☎ 276-2020
	ばんじょうでいさーびす	番匠町 351	☎ 227-9090
	Plus 体操教室	新田町 197	☎ 200-7576
	千代野デイサービスセンター	千代野東五丁目 1-2	☎ 276-3737
	笠間デイサービスセンター	笠間町 273-1	☎ 274-2262
	デイサービス太陽のひだまり木津 ★	木津町 1845	☎ 276-9933
	デイサービス GG フィットネス白山店	宮保町 1361-1	☎ 256-3531
	リハビリ&フィットネス 寿リハ松任	中町 54-3	☎ 274-0740
	ぷらちなくらぶ	宮丸町 1144	☎ 256-2988
美川	湊デイサービスセンター	湊町カ 377-1	☎ 278-8811
	キラッと美川デイサービスセンター	美川和波町カ 1-3	☎ 227-9108
	デイサービスセンターすまいる	平加町ニ 66-1	☎ 259-6020
	やわらぎ太子の家 美川 ★	美川北町ル 73-1	☎ 282-7171
鶴来	デイサービスセンターあじさいの郷	明島町春 130	☎ 273-0123
	デイサービスしおん	明島町西 115-1	☎ 272-7720
	こみけあデイサービスセンター陽羽里	陽羽里二丁目 44-1	☎ 214-6110
	デイサービスひより	知気寺町は 36-1	☎ 255-7838
白山ろく	プラトールケアセンター白山河内店 ★	河内町きりの里 62	☎ 220-7139
	大門園デイサービスセンター	佐良口 123	☎ 255-5783
	美杉の郷デイサービスセンター	桑島 4号 87-5	☎ 259-2117

※利用者の状況により利用できない施設もありますので、ケアマネジャーにご相談ください。

通所型サービス

地域	名称	所在地	電話
松任	ちよのふれあいセンター	千代野東五丁目 1-2	☎ 276-7717

認知症対応型通所介護

地域	名称	所在地	電話
松任	グループホームほたる	石同新町 155	☎ 277-6533
	太陽のひだまり徳光	徳光町 2665-17	☎ 274-7612
美川	グループホームキラッと篤寿苑	平加町又 110-1	☎ 278-2555
鶴来	認知デーサービスぼたん	明島町西 115-3	☎ 272-4733
白山ろく	デイサービスくるゆり	吉野東 2-1	☎ 255-5202

認知症高齢者グループホーム

地域	名称	所在地	電話
松任	あいけむ	宮保町 1160-4	☎ 275-9099
	ほたる	石同新町 155	☎ 277-6533
	ほたる横江	横江町 48-1	☎ 274-3565
	ほほえみホーム	米永町 303-5	☎ 275-5101
	源兵島	源兵島町 967	☎ 220-7313
	太陽のプリズム徳光	徳光町 2665-17	☎ 274-7612
	暖暖	北安田町 5380	☎ 274-4865
	白山ぬくもりホーム	八ツ矢町 124-1	☎ 275-8575
	遊子苑	乙丸町 484-2	☎ 274-0101
	野の花	今平町 111-1	☎ 214-6915

地域	名 称	所在地	電 話
松任	ほたる田中	田中町 818	☎ 274-3212
美川	キラッと篤寿苑	平加町又 110-1	☎ 278-2555
鶴来	ぼたん	明島町西 115-3	☎ 272-4733
白山ろく	共永	上野町東 95-1	☎ 254-2070
	くろゆり	吉野東 2-1	☎ 255-5202

小規模多機能型居宅介護

地域	名 称	所在地	電 話
松任	小規模多機能ホーム 絆	中奥町 172-1	☎ 276-0035
	小規模多機能ホーム ひなの家白山横町	横町 96-1	☎ 275-6039
鶴来	鶴来ふくまるハウス	鶴来本町四丁目 33-3	☎ 273-9800

通所リハ

地域	名 称	所在地	電 話
松任	なごみ苑	米永町 300- 2	☎ 276-5100
美川	えくぼ通所リハビリテーションセンター	西米光町チ 83-1	☎ 278-8181
	しおのやクリニック呉竹デイケアセンター	湊レ 33 の 1	☎ 278-2272
鶴来	ただなわ通所リハビリテーションセンター	井口町に 78-1	☎ 225-5221
	公立つるぎ病院 通所リハビリテーションセンター	鶴来水戸町ノ 1	☎ 272-1250

ケアハウス

地域	名 称	所在地	電 話
松任	ケアハウスまっとう	山島台四丁目 110	☎ 275-6111
	ケアハウス剣崎	剣崎町 1488	☎ 275-6688
	ケアハウスメゾンウルズ	相木町 19 街区 1	☎ 255-7677
美川	ケアハウス キラッと白山	美川和波町カ 1-3	☎ 227-9486
白山ろく	ケアハウス鳥越	若原町甲 86-2	☎ 254-2882

有料老人ホーム

地域	名 称	所在地	電 話
松任	PD ハウス白山	北安田西二丁目 17	☎ 276-3500
	太陽のプリズム白山	北安田西二丁目 14	☎ 214-6840
	太陽のプリズム博労	博労三丁目 14-1	☎ 259-0440
	てらす辰巳町	辰巳町 26	☎ 275-4166
	うちくる白山運動公園前	村井町 153-1	☎ 255-0856
	ひなの家ナーシング白山横町	横町 96-1	☎ 275-6039
鶴来	しおん	明島町西 115-1	☎ 272-8858
	てらす鶴来	鶴来水戸町三丁目 130	☎ 259-0237
	シニアハウス香林苑 白山	大竹町口 17-1	☎ 272-2244

サービス付高齢者向け住宅

地域	名 称	所在地	電 話
松任	おかりや	倉光三丁目 8	☎ 274-2000
美川	ドリーム美川	美川末広町カ 152	☎ 255-7419
鶴来	ケアセンターこみけあ陽羽里	陽羽里二丁目 44-1	☎ 214-6110

福祉用具販売・貸与

地域	名 称	所在地	電 話
松任	株式会社ハンディーエイド	北安田 5244	☎ 275-3158
	スマイルワン	村井町 322-6	☎ 287-3007
美川	有限会社道越設備工業	長屋町イ 30-1	☎ 278-6602

白山市の医療機関

白山市医師会一覧

地域	医療施設名	所在地	電話
松任	有川整形外科医院	ハッ矢町 232-2	☎ 275-7500
	あさがおクリニック	倉光五丁目 103	☎ 275-2600
	いけぶち整形外科クリニック	中成一丁目 88 番地	☎ 276-7060
	いこまともみレディースクリニック	北安田西二丁目 41 番	☎ 216-0123
	いこまともみレディースクリニック産科分院	北安田二丁目 164 番地	☎ 287-5761
	今村耳鼻咽喉科医院	若宮二丁目 52	☎ 276-3387
	石倉内科医院	倉光七丁目 41	☎ 274-3800
	上田耳鼻咽喉科医院	末広二丁目 48	☎ 274-1187
	岡村内科医院	千代野東五丁目 5-4	☎ 276-8851
	かわい小児科医院	安田町 5	☎ 275-0177
	川北こどもクリニック	山島台一丁目 1-1	☎ 274-7224
	恵愛会 松南病院	若宮三丁目 63	☎ 275-7611
	斉藤小児科医院	馬場二丁目 16	☎ 275-3110
	真田医院	布市一丁目 131	☎ 275-2255
	嶋医院	中町 32	☎ 275-3311
	下崎整形外科医院	専福寺町 158-3	☎ 274-5000
	しらお眼科	四日市町 27-1	☎ 274-1200
	新しくりにつく	宮保新町 130 番地 1	☎ 276-8001
	たけお皮膚科クリニック	北安田町 5003 番地	☎ 276-8881
	谷内科歯科クリニック	新田町 86-2	☎ 274-3351
	ちくだ医院	倉光六丁目 35	☎ 275-6341
	津田内科医院	新成四丁目 230 番地	☎ 276-5050
	津山クリニック	北安田町 1270	☎ 276-5501
	てらしま内科クリニック	中奥町 91-3	☎ 274-8666
	中村皮フ科クリニック	村井町 222-1	☎ 274-1112
	ながしまクリニック	北安田町 972-1	☎ 275-1115
	なんぶこども医院	北安田西一丁目 17 番地	☎ 275-6611
	医療法人社団 白山会	米永町 300 番地 2	☎ 276-2262
	ばんどう内科・呼吸器クリニック	布市一丁目 113	☎ 277-6211
	社会福祉法人佛子園 B'sClinic	北安田町 548 番地 2	☎ 275-0657
	福留クリニック	福留町 179 番 1	☎ 277-3133
	ふたつや皮ふ科クリニック	徳丸町 515 番地 1	☎ 225-5825
	べんクリニック	相木町 820	☎ 277-6880
	前田眼科クリニック	北安田町 5079 番地	☎ 227-8000
	松任整形外科クリニック	村井町 2	☎ 276-0005
	みやた整形外科	新田町 217 番 1	☎ 236-2572
	三幸小児科医院	三幸町 38	☎ 274-7373
	むとう小児科医院	宮永市町 65-2	☎ 275-7887
	矢ヶ崎外科医院	徳丸町 597	☎ 275-5166
	安原医院	田中町 242	☎ 275-2008
	やなぎ内科クリニック	専福寺町 161-1	☎ 277-6200
やまもと内科医院	山島台三丁目 99 番地	☎ 274-3588	
美川	井村内科・腎透析クリニック	美川中町ル 40-1	☎ 278-6363
	うしむら眼科クリニック	井関町 115-3	☎ 278-3001

地域	医療施設名	所在地	電話
美川	しおのやクリニック	湊町レ 33-1	☎ 278-3355
	聖来美クリニック	井関町 115-1	☎ 278-7070
	多賀クリニック	美川和波町カ 128-1	☎ 278-3384
	なかでクリニック	鹿島平 11 番 60	☎ 278-5511
	長尾医院	美川永代町ソ 248	☎ 278-2156
	松葉外科胃腸科クリニック	美川中町イ 16-72	☎ 278-6065
鶴来	織田内科クリニック	鶴来本町三丁目ヲ 11	☎ 273-9100
	きむら耳鼻咽喉科クリニック	井口町ろ 29-1	☎ 272-2911
	さなだクリニック	鶴来古町ワ 7	☎ 272-1138
	新村病院	月橋町 722-12	☎ 273-0100
	せいだクリニック	道法寺町ニ 10	☎ 272-0381
	ただなわ整形外科クリニック	井口町に 80 番 1	☎ 272-1333
白山ろく	きりの里診療所	河内町きりの里 63 番 1	☎ 272-8163

白山石川医療企業団

地域	医療施設名	所在地	電話
松任	公立松任石川中央病院	倉光三丁目 8 番地	☎ 275-2222
鶴来	公立つるぎ病院	鶴来水戸町ノ 1 番地	☎ 272-1250
白山ろく	吉野谷診療所	佐良二 124 番地	☎ 255-5019
	中宮診療所	中宮カ 3 番地	☎ 272-1250
	白峰診療所	白峰ハ 157 番 1 地	☎ 259-8002

